

広島市馬木近隣運動広場指定管理者候補者の選定要綱

1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地
広島市馬木近隣運動広場 広島市東区馬木町字釜ノ上892番地の2
- (2) 設置目的
スポーツの普及及び振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
- (3) 現在の指定管理者
福木学区体育協会

2 選定の概要

- (1) 指定管理者候補者名（予定）
福木学区体育協会
- (2) 非公募とする理由
近隣運動広場は、主に地域住民が利用する施設であり、地元町内会等が鍵の受払いや除草等を行ってきた実績がある。
このため、利用実態に即した効果的・効率的な管理が可能である福木学区体育協会を非公募により指定管理者とする。
- (3) 指定期間
令和9年4月1日～令和14年3月31日
- (4) 業務の内容等
ア 管理業務（除草、便所の清掃、設備等の管理）
イ 運営業務（利用調整、鍵の受渡し等）
- (5) 配置人員
職員の現地常駐は必須としない。ただし、適切に管理ができる体制を整えること。
- (6) 指定管理料の上限額（5年分）
37万円
※ 指定期間中の賃金水準・物価水準の変動に応じて、2年目以降の指定管理料を変更する「スライド制度」を導入する。
※ 指定期間中に消費税及び地方消費税が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講ずる。
- (7) 指定管理料の支払方法
ア 指定管理料は、原則、前金払とする。
なお、指定管理者の申出によって、概算払とすることができる。
イ 支払は、年度当初に全額を支払う。
- (8) 評価基準等
ア 欠格事項
申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。
(7) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
(4) 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）
イ 評価項目

評価項目	適・否
【1 市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕 ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。	
【2 施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕 ① 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。	
【3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕 ① 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ② 個人情報等の管理体制は適正か。 ③ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ④ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。	

【4 管理経費の縮減】

提案額が上限額以下となっていること。

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。